

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から60年3月まで
② 昭和63年2月及び同年3月
③ 平成4年1月から5年3月まで
④ 平成5年11月

申立期間①のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間及び申立期間②については、集金人に保険料を納めており、また、申立期間①のうち、59年4月から60年3月までは免除申請をしたが、その後、A市役所又はB市役所で2回に分割して追納した。

また、申立期間③及び④については、保険料を納付書により毎月納付するか、又は、それが困難な場合は集金人に納付していた。

未納になっていること及び追納とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、申立期間が1か月間と短期間である上、申立人は、「当時、仕事は昼夜二事業所を掛け持ちし、月約35万円から40万円の所得があり、子ども独立していたので経済的に余裕があった。」と具体的に供述しており、その前後の期間については現年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、「昭和58年4月から59年3月までの期間の保険料は納付していたが、生活が苦しかったため、集金人に免除制度について教えてもらい、免除申請をした。」と供述しているところ、A市は、

「当時、国民年金保険料の納付勧奨として、毎年6月以降ほぼ毎月、未納通知と納付書を送付し、そのうち2回程度は所得を確認の上、申請免除の用紙を封入していた。」と回答していることから判断して、申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録のとおり、58年4月から59年3月までの未納期間について納付勧奨が行われ、これを受けて59年4月から60年3月までの期間について免除申請を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和59年4月から60年3月までの申請免除期間の保険料をA市役所又はB市役所において2回に分けて追納したと申し立てているが、A市及びB市は、当時、追納や過年度納付の取扱いは行っていなかったと回答している。

申立期間②については、申立人は、経済的にも大変だったこと、及びA市内で転居したことを供述していることから、生活上の変化がみられる上、オンライン記録から、申立人は、当該申立期間の前後である昭和61年2月、同年3月及び平成3年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、こうした不規則な納付状況を踏まえると、申立期間の保険料を集金人に納付していたとする供述は不自然である。

申立期間③については、申立人は、「B市では、保険料を納付書により毎月納付するか、又は、それが困難な場合は集金人に納付していた。」と申し立てているところ、当該期間の直前の平成3年10月から同年12月までの保険料は過年度納付されていることが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料の納付方法についての記憶が曖昧である。

このほか、申立期間①、②及び③において、申立人の居住地もA市からB市へ変わっており、複数回、かつ異なる市区において納付記録の誤りが続くことは考え難い上、申立人が当該申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

A社を辞めた後に、記憶は定かではないが、B町の親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたと思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月20日に払い出され（資格取得日は36年4月1日）、その後、別の同手帳記号番号が45年6月4日に払い出されている（資格取得日は42年12月20日）が、2度目に払い出された同手帳記号番号は53年12月に取消しとなっており、一つの納付記録に統合されている。

しかし、申立人に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）を見ると、この統合に伴って、2度目に払い出された国民年金手帳記号番号による納付記録が、1度目に払い出された同手帳記号番号の被保険者台帳に転記されていることが確認できるものの、統合後の資格取得日は昭和36年4月1日ではなく、42年12月20日に訂正されており、また、納付記録についても、当初、昭和36年度から38年度までが納付済みである旨記載されていたものが、その資格取得日の訂正とともに斜線で抹消されているが、資格取得日を訂正し、納付記録を抹消すべき理由は見当たらない。

また、申立人に対し申立期間の国民年金保険料が還付された記録は見当たらず、日本年金機構C事務センターは、「これらの処理の理由が判明しない。」と回答していることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

なお、申立人は、申立期間のうち昭和38年11月から39年3月までの国民年金保険料相当額についても納付していたと認められる。

しかしながら、当該期間については、申立人は厚生年金保険被保険者であることから、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

滋賀厚生年金 事案 621

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月16日から同年4月1日まで

私は、A社に、昭和28年4月1日から54年7月10日まで継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険加入記録から抜けている。この間も毎月の給与から保険料を控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和42年3月16日に同社C出張所から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和42年4月の社会保険事務所(当時)の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人が異動した際に、支店間の事務手続の誤りから空白期間ができており、実際は継続して勤務していた。」としていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の得喪の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年9月1日に、資格喪失日に係る記録を26年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から26年1月1日

私は、昭和20年9月にA社に採用され、平成5年3月に退職するまでの47年6か月間継続して同社に勤務し、この間一度も離職していない。申立期間については、厚生年金保険の被保険者になっていないが、間違いなく同社B支店に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の職員席次簿、雇用保険の記録及び同社からの回答などから判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和24年9月1日に同社C支店から同社B支店に異動、26年1月1日に同社B支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年8月及び26年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる資料及び周辺事情が無いものの、事業主は、同社B支店に係る資格取得の届出を失念していた可能性があるとしている上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に

係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年9月から25年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間については、未納と記録されていた。ところが、妻の当該期間の記録は全額免除と記録されている。妻とは昭和 49 年 4 月に結婚してからずっと一緒に暮らしており、私だけ免除を申請しないということは考えられない。申立期間は免除を申請していたはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、今回の申立期間を含む昭和 44 年 9 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料については追納を行ったので記録を訂正してほしいという申立てを行った。この申立てを当委員会にて審議し、申立期間の保険料を納付していたとは認められないとして、平成 21 年 5 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間は妻と一緒に生活していたので妻と同じ全額免除の記録になるのが当然だと主張し、前回の申立内容とは異なる新たな申立てを行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 3 月 1 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は国民年金保険料の免除申請をさかのぼって行うことはできない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号より早い昭和 50 年 10 月 18 日に払い出されていることから、同年 4 月にさかのぼり 51 年 3 月までの期間については免除申請ができた期間であったため、

申立人の申立期間に妻が全額免除と記録されていることは不自然ではない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請手続に関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金保険料免除承認を受けたことを示す関連資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から57年3月まで

A社を退職して、B市役所に就職するまでの期間の国民年金保険料については、亡くなった父から、「国民年金の加入手続を行い、保険料を納付しておく。」と聞いていた。当時、父はCの職員で間違いなく手続していたと思うが、私の年金加入記録では、保険料は納付されていないことになっている。納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、必ず国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがわれないことから、当時、申立期間については国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び納付手続に関与しておらず、手続を行ったとする申立人の父も死亡していることから、保険料の納付状況が不明である上、申立人の父が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年7月まで
申立期間当時、勤務していた事業所の主人が、私の国民年金保険料を納めてくれていたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた事業所の主人が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと申し立てているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする勤務先の主人とは連絡が取れないことから、申立期間当時の加入状況及び納付状況が不明である。

さらに、申立人の勤務先の主人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月ごろから 46 年 6 月ごろまで
昭和 44 年 6 月ごろから約 2 年間、A 社で夕方 5 時から 10 時まで B のアルバイトをしていた。その時の厚生年金保険の記録が全くないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社を管轄していた C 社の業務を継承した D 社の総務担当者は、「在籍記録は保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況を確認できる資料は無い。」と回答している。

また、申立人が勤務していたことを証言している前記の元同僚のうち、一人は、「私は自身の厚生年金加入期間より長く勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人については、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人は、勤務した時期及び期間の記憶が曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
中学校からの紹介で、昭和 34 年 4 月に A 社に入社し、工場に勤務していた。年金記録によると、厚生年金保険の資格取得日は同年 9 月 1 日となっているが、4 月から厚生年金保険料が引かれていたはずなので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録がある 4 名に照会したところ、そのうち 2 名が入社日から 3 か月後又は 4 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、別の同僚は、「当時、試用期間があった者と無かった者がいた。工場勤務の者は、半年ほど試用期間があったと思う。」と証言していることから、当時、当該事業所において工場勤務の従業員は試用期間があり、試用期間中の者については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 社に申立人と同日に入社した同僚についても、申立人と同様、昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れず、その後継者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 625

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月ごろから 19 年 10 月ごろまで
小学校高等科に在学中、軍需工場であったA社への勤務指令を受け、陸軍に召集される昭和 19 年 10 月ごろまで、Bの仕上げ、組立作業に従事した。
この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司の氏名がA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「当時の人事記録、賃金台帳、社会保険の記録等は残っており、申立人が勤務していたとの確認はできない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、申立人に聴取しても、A社における勤務時期、雇用形態等の当時の記憶が曖昧である。

さらに、申立人が記憶している当時の上司とは連絡が取れない上、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある者4人に照会したものの、申立人を知る者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。